

令和4年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

議 事 録

日 時：令和5年3月23日（木）15時30分～
場 所：宇和島市役所本庁舎2階 小会議室



保健福祉部 保険健康課

■令和4年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

1. 日 時 令和5年3月23日（木） 15時30分から

2. 場 所 本庁2階 小会議室

3. 次 第

○開 会

○市長あいさつ

○委員紹介

○会長・副会長選出

○議事録署名人指名

○議 事

- ・議題1 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要（報告）
 - （1）国民健康保険（事業勘定）特別会計
 - （2）国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計
- ・議題2 特定健康診査等の状況

○閉 会

4. 出席者

○被保険者代表

朽木 正尚、辻 珠代、岡崎 八恵子

○保険医等代表

竹田 一彦、渡部 昌平、井上 貴博

○公益代表

宮本 直明、若宮 里美、薬師神 津一、山下 仁佐栄

○被用者保険等保険者代表

北平 和史

○事務局

市民環境部長、税務課長、保健福祉部長、保険健康課長ほか

5. 議長 宮本 直明

6. 議事録署名人 朽木 正尚、若宮 里美

1. 開 会

(事務局)

失礼いたします。会に先立ちまして、本会議の議事録の取扱いについてご説明させていただきます。

本会議では、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいております。委員の皆様におかれましては、ご発言の際は、お手数ですが、ご発言ごとに氏名をお名乗りいただき、ご発言くださいますようお願いいたします。

また本会議事録は後日、市のホームページに掲載の予定ですが、委員のどなたのご発言かは伏せての公開となります。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、只今から「令和4年度 宇和島市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

まずはじめに、本会の成立についてご報告いたします。委員定数 14 名のうち、本日は 11 名の方にご出席いただいております。委員定数の2分の1以上を満たしております。また、宇和島市国民健康保険条例第2条各号で規定されております委員につきましても、それぞれ1名以上のご出席をいただいております。従いまして、宇和島市国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、本会議の成立をご報告いたします。

それでは開催にあたりまして、市長の岡原に代わりまして保健福祉部長の伊手よりご挨拶申し上げます。

2. 市長あいさつ（代理：保健福祉部長）

失礼します。保健福祉部長の伊手と申します。本日、市長が別の公務のため出席できませんので、私から、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、平素より、市政の発展はもとより、国民健康保険事業の運営に、ご理解とご協力をいただいておりますこと、さらに、本協議会の委員にご就任いただきましたことに対しまして、あらためて、お礼を申し上げます。

さて、国民健康保険をとりまく状況としましては、全国的な高齢化や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は伸び続ける一方、それを支える加入者数の減少が続いております。本市におきましても、被保険者数は毎年千人ほど減少し、特に、現役世代の割合が減少傾向にあります。制度を支えるための保険料の確保をはじめ、制度の安定した運営への取り組みが、大きな課題となっているところです。

そのような中におきまして、これまで、本市の保険事業会計は、おおむね良好な決算状況となっておりますが、コロナ禍後の医療費の動向や被保険者数減少の影響、また、保険料統一に向けての取り組み等、今後におきましては、厳しい会計運営を迫られるのではないかと、危惧をしているところです。県や他市町との連携、また、医

療費の適正化等を推進することで、引き続き、安定的な保険事業の運営に努めてまいりたいと考えております。

本日の会では、来年度（令和5年度）の当初予算や、事業計画等について、ご説明させていただきます。ご質問や、忌憚のないご意見をいただきますようお願いしまして、簡単ですが、あいさつとさせていただきます。本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

（事務局）

部長ありがとうございました。

3. 委員紹介

（事務局）

続きまして、次第に沿って「委員紹介」に移らせていただきます。

それでは、会議資料の最後の頁をご覧ください。

本日は、新たに、3年の任期が始まる最初の協議会ということですので、恐れ入りますが、各委員におかれましては、名簿順に司会の私がお名前を読み上げましたら、その場で起立していただき、簡単な自己紹介をお願い申し上げます。

まずは、被保険者代表委員から、朽木正尚委員です。（朽木委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、辻珠代委員です。（辻委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、岡崎八恵子委員です。（岡崎委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、お手元の資料の名簿順でいきますと、木村寛委員ですが、本日は欠席されています。

続きまして、保険医等代表委員から、竹田一彦委員です。（竹田委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、渡部昌平委員です。（渡部委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、林敬人委員ですが、本日は欠席されています。

続いて、井上貴博委員です。（井上委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続きまして、公益代表委員から、宮本直明委員です。（宮本委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、若宮里美委員です。（若宮委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、薬師神津一委員です。（薬師神委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、山下仁佐栄委員です。（山下委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

最後に、被用者保険等保険者代表委員から、段利明委員ですが、本日は欠席されています。

続いて、北平和史委員です。（北平委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

本日欠席の委員を含め、14名の方が新たな委員となります。

よろしくお願いいたします。

続いて事務局を紹介いたします。

保健福祉部長の伊手博志です。

市民環境部長の古谷輝生です。

税務課長の三好覚です。

保険健康課長の山本弥生です。

同課長補佐の太田康博です。

同成人保健係長の節安美孝です。

同保険業務係長の寺坂直子です。

同保険業務係の原畑奈央です。

私、保険健康課課長補佐の梅崎と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

4. 会長・副会長の選任

(事務局)

それでは、続きまして、会長・副会長の選任にうつりたいと思います。

今回は任期が更新された最初の協議会ですので、委員の中から会長・副会長を選任していただく必要があります。

会長及び副会長は、国民健康保険法施行令第5条及び協議会規則第4条の規定により、公益代表委員のなかから選出することされております。

公益代表委員の方で、どなたか立候補いただく方はおられませんでしょうか。おられないようですので、事務局案ではございますが、前の任期において会長及び副会長に就任していただいた宮本委員と若宮委員にそれぞれ会長と副会長をお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか？

ご承認いただける方は、拍手をお願いいたします。

— (各委員) 拍手—

(事務局)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご承認をいただきましたので、宮本委員に会長就任を、若宮委員に副会長就任を依頼したいと存じます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条により宮本会長に本会の議長にご就任いただき、以後の議事進行を、宮本議長にお願いしたいと思います。宮本議長よろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま委員の皆様から会長に選出されました宮本でございます。

国民健康保険というのは、我々にとって非常に身近で重要な会であると認識しておりますけれども、今日は議題がそれほど多くありませんが、先生方含めお忙しい方ばかりですので、要領よく進行したいと思いますが、十分ご審議いただきますよう、ご意見いろいろ出していただきますようよろしくお願いいたします。

5. 議事録署名人指名

(議長)

それでは、議事に移ります前に、協議会規則第8条の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、「朽木委員」と「若宮委員」にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

6. 議 事 1～2

(議長)

それでは、早速議事に移ります。お手元の会議資料に沿って進行させていただきます。

議題1「令和5年度国民健康保険特別会計当初予算の概要」のうち、まず(1)事業勘定特別会計について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

保険業務係の寺坂です、宜しくお願いいたします。

申し訳ありませんが、座って説明をさせていただきます。

私の方からは、国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の令和5年度の当初予算案についてご説明いたします。なお、本予算案は3月20日に議決されましたので資料2ページの案の文字を消していただきますようお願いいたします。

それではお手元の資料2ページの表1をご覧ください。

令和5年度の予算は、被保険者数の減少による保険料の減収が大きな要因となり、歳入歳出予算額は9,679,974千円(9億7,997万4千円)と、令和4年度現計予算額と比べ約9千万円の減額を見込んでいます。

それでは、おもな歳入科目ごとにご説明いたします。

まず保険料ですが、前年所得に応じて計算される所得割について、コロナ禍の地域経済への影響等を考慮し、1人あたりの課税標準額を前年度決算見込額よりマイナス1.7%として算出しました。市民税収入の減少見込みを反映させた形です。保険料全体で約1億500万円の減少となり、その不足分などを補うため、基金繰入金2億2,800万円を計上して収支を合わせています。

なお、この保険料額についてですが、資料2ページの表2をご覧ください。

表2では、平成30年度から令和5年1月末現在までの被保険者数と世帯数の推移となっております。3ページのグラフもあわせてご覧いただければわかると思います

が、被保険者数は平成30年度以降、毎年約500～1,000人前後減っています。その減少の内訳をみると、特に、全体を占める59歳未満の現役世代の被保険者の方たちの割合が減少傾向にあり、医療費が比較的少なく、かつ一定の所得が期待できる現役世代の減少は、保険料収入の落ち込みに大きな影響を与えるため、保険運営に必要な保険料の確保が課題となっています。

今一度、資料2ページ表1にお戻りください。

続きまして、国庫支出金につきましては、27万円計上しております。こちらは後で制度改正の概要のところでも触れますが、令和5年度から支給額が増額となる出産育児一時金に対しての国庫補助分になります。

県支出金におきましては、保険給付の実績に応じて県から交付される、普通交付金を歳出予算額に応じて計上すると共に、特定健康診査等に関する負担金や保険者の取組状況により交付される、保険者努力支援制度に係る交付金として特別交付金を計上しています。

一般会計繰入金につきましては、従来と同じく過年度決算額に基づき、国の定めるルール分のみの計上としております。

基金繰入金は、保険料の減による歳入不足額を補うため、これまで国保の特別会計で積立していた財政調整基金積立金約7億9,300万円（7億9,308万1,549円〈令和4年3月末現在〉）から、2億2,800万円を歳入に計上しました。

なお、以下、4ページに用語に関する解説をつけておりますので、後ほどご覧いただきますとともに、国民健康保険制度における財政負担についても、なるべくわかりやすく簡略化した状態でお示ししておりますのでご確認ください。

次に歳出にうつります。

はじめにお手元の資料6ページの表4をご覧ください。

表4では、令和3年度からの保険給付費、年間平均被保険者数及び、1人あたりの保険給付費の推移についてお示ししております。

保険給付費については、全体の被保険者数は減少傾向にありますが、医療の高度化や比較的医療行為の受ける機会の多い60～74歳の方の占める割合が高くなっていることから、予算ベースでの1人あたりの保険給付費は増加していることがおわかりいただけると思います。

それでは、資料5ページ表3にお戻りください。

まず、保険給付費ですが、1人あたりの保険給付費の増加を見込む一方、被保険者数の減少も考慮し、前年度現計予算額よりも約400万円の増額としております。

国民健康保険事業費納付金につきましては、愛媛県が国の定める算出方法により、各市町の状況を反映させて提示された金額を計上するもので、約4,600万円の減額としております。

その他、保健事業費については、医療費を抑制するためのものとして、医療費通知やジェネリック医薬品の利用差額通知、はり・きゅう利用助成、特定健診・特定保健指導などの経費を計上しています。

なお、6 ページにおもな用語に関する解説をつけておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、令和5年度に予定されております、国民健康保険の制度改正等についてお知らせいたします。

資料の7 ページをご覧ください。

国の税制改正に伴い、保険料の賦課限度額と低所得者の軽減措置の見直しが行われます。

まず、賦課限度額の見直しについてです。保険料は、使われる目的別の「基礎賦課分（医療分）」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」を、それぞれ4つの項目（所得割、資産割、均等割、平等割）に割り振り、それらを組み合わせて世帯ごとの保険料額が決められますけれども、そのうち、「後期高齢者支援金等分」の賦課限度額が2万円引き上げられ、限度額の合計額、わかりやすく言い換えますと、宇和島市の国民健康保険料の最高額が102万円から104万円になります。

賦課限度額の見直しに伴う影響ですが、令和4年度の国民健康保険の賦課状況をもとに、令和5年度の賦課条件で試算判定いたしますと、影響を受ける世帯は199世帯607人、増収となる保険料額はおよそ367万円との結果がでております。

続いて、低所得者の保険料軽減措置の見直しについてです。保険料の軽減措置とは、一定の所得に満たない世帯に対して、保険料のうち、応益分と呼ばれる「均等割」と「平等割」の部分が、法律に基づいて軽減されるというものですが、2割軽減と5割軽減を判定するための所得基準が引き上げられます。見直しに伴い、低所得者に対する保険料の軽減対象が拡大します。

まず、2割軽減については、基準額43万円に世帯内の被保険者数1人につき53万5千円を足した額が軽減判定の所得基準額となります。続いて5割軽減については、基準額43万円に世帯内の被保険者数1人につき29万円を足した額が軽減判定の所得基準額となります。なお、軽減された保険料相当額については、国の制度（保険基盤安定制度）により、一般会計から繰入金として財政支援がなされます。

こちらの見直しに伴う影響ですけれども、保険料の軽減がなかった世帯が、今回の制度改正によって新たに2割軽減世帯となると見込まれる世帯数及び被保険者数は、それぞれ39世帯、72人となっています。次に2割軽減世帯であった世帯が、今回の法制度改正によって新たに5割軽減世帯となる見込まれる世帯数及び被保険者数は、それぞれ31世帯、67人との結果がでております。全体でいいますと、70世帯139人が影響するとみられ、実際に軽減される保険料額は、およそ219万円との結果がでております。

この制度改正によって軽減世帯が拡大されたことによる保険料の減収分については、国の制度にもとづき、一般会計から繰入金として財政支援がなされますが、そのうち3/4は国と県が負担することとしており、実質、市の負担は1/4、およそ548千円となる見込みです。

続いて資料の8 ページをご覧ください。

出産育児一時金の支給額の引き上げについてですが、支給額が8万円引き上げられ、現行の42万円から50万円になります。支給額のうち、3分の2は一般会計から繰入金として財政支援がなされますが、令和5年度については、それに加えて、1件あたり5,000円の国庫補助が予定されています。

以上が、令和5年度に予定されている制度改正になります。

続きまして、保険料水準の県内統一について、委員の皆様には現時点の状況をご報告いたします。

現在県下では、令和15年度までに保険料水準の統一、これは各市町の収納率を反映した「準統一」という意味合いですが、統一を目指す方向で、検討が進められています。令和5年度末までに愛媛県が作成する、令和6年度以降の取組内容や目標などを定めたロードマップを基に、市でも保険料の見直し、4方式から3方式への変更、資産割の廃止等、行なっていく予定です。

お配りしております資料の別紙をご覧ください。こちらは、昨年10月に開催された愛媛県国保運営方針連携会議資料のうち、保険料水準の統一に向けたロードマップ案になります。県内で保険料水準を統一するためには、様々な取り組みが必要になりますけれども、特に、資料内赤いところの項目のうち、算定方式の統一について、資産割を廃止する期限が、令和11年度末とされる見込みとなっております。市でも資産割廃止に向けて、段階的に資産割の保険料率を下げっていく必要があると考えています。また資産割の廃止に伴って、その減収分を所得割、均等割、平等割に転嫁する必要があり、現役世代を中心とした所得割が発生する世帯に大きな影響を及ぼすこととなります。これらの状況を踏まえまして、令和5年度の保険料率については、次回の運営協議会で委員の皆様にご審議していただく予定としております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への対応についてご報告いたします。

資料8ページの括弧5をご覧ください。

こちらでは令和2年度から令和4年度までに実施しました保険料減免と傷病手当金支給の実施状況をまとめています。

なお、この保険料減免と傷病手当金支給に要する費用につきましては、国から全額、財源措置が行われます。

以上をもちまして、議案1の令和5年度国民健康保険特別会計当初予算案及び制度改正の状況等についての説明を終わります。

(議長)

ただいま事務局から報告がありました。委員の皆様におかれましては、ご意見、ご質問ございましたら、挙手のうえご発言をお願いします。

なお、ご発言の際は、冒頭、事務局からの説明がありましたとおり、先にお名前を名乗られてからご発言いただきますようお願いいたします。

(委員)

現在ジェネリックの比率についてはどうなっていますか？

(事務局)

供給量は安定していないようなのですが、最新の2月現在で比率が81.4%に上がっております。

(委員)

まだ供給は安定しておらず、率が下がっているかと思いましたが。これがマックスだと思います。2年ぐらいはまだ安定しない見込みです。

(委員)

ジェネリックだけでなく、漢方は作れていないですし、オリジナルも薬によっては不足する見込みです。

(議長)

被保険者数が1,000人程度ずつ年間減少している原因は、団塊の世代の移行によるものでしょうか？

(事務局)

はい。団塊の世代の方の後期保険の移行ももちろんありますが、それ以外にも、令和4年10月から社会保険の適用拡大がありまして、従業員数によって、今まで国保に加入されていたパートやアルバイトの人が新たに社会保険に加入できるようになったこと、さらに、定年延長により高齢者の社保継続などが原因で、高齢者世代でも国保加入者の減少がみられています。

(議長)

このままですと保険料収入が減少していきますので財政的に厳しくなると思うのですか、積立金でどれくらいもつのでしょうか？

(事務局)

国保会計は平成30年度に都道府県単位化しまして、今は愛媛県が運営するという形になっていますが、その平成30年度に宇和島市では試算をして、その先10年間は保険料を変えなくてもいいような料率を設定しています。令和9年度までは収支が維持できる見込みですが、県内保険料統一のロードマップが令和5年度に県から明確に示されますので、将来的にはそれを見通していく必要があると考えています。

(委員)

歳入のところで、基金繰入金が2億2,800万円、積立金は7億9,300万とのことですが、このまま被保険者数が減少していくと、基金繰入金で数字合わせをしないと収支が合わなくなるのが見えていると思うのですが、令和9年度までの保険料率改定も在り得るのでしょうか？

(事務局)

毎年、決算後の運営協議会前に今後の収支見込を作成し、委員の皆様にも諮りながら料率改定については検討したいと思います。

(委員)

調べてみたんですが、宇和島市の人口は年間約1,400人減っています。国保の被保険者数の減少は1,000人と言われましたが、もっと急激に減る可能性もある中で私はこないだまで会社を経営していましたが、5年間の中期計画をたてようとしたんですが、結局できず、やれるのは来年何パーセント伸びるかということでした。

ただ、こういうことは、来年のことだけではなく、5年先、10年先を見据えた人口と税収がどうなるのかを考えて、この経営体制で運営できるのか計画を示していただけると皆さん安心するのかなと思います。

(事務局)

今回の運営協議会は、来年度の予算が主な議題ですけれども、例年6月頃に開催する運営協議会では、その年度の保険料率について皆さまにお諮りする場を設けることになっておりまして、その時には、1、2年ではなく将来的な見通しも踏まえた上で、料率を決定させていただこうと思っております。ご心配はごもっともだと思いますので、次回の運営協議会で、一定のものをお示しできると思います。

(議長)

その他何か質問等はありませんか。ないようですので、続いて、直診診療施設勘定特別会計について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、会議資料の9ページをご覧ください。

宇和島市は国保診療所として、6診療所と2カ所の出張所、計8診療施設の運営をしております。

令和5年度当初予算の概要です。

令和5年度の、事業費の総額は175,720千円でございます。

歳入の、下から5段目の繰入金の項目ですが、一般会計と事業勘定からの繰入金で117,508千円となっております。

この繰入金で、総事業費の約67パーセントを占めていることから、実質収支は

赤字となっていることが見て取れ、一般の医療機関が参入できない地域であると言えます。

令和5年度予算の歳出の主な内訳でございます。人件費等の総務費が133,309千円、薬剤等医業費が38,912千円。その他を合わせまして、総額175,720千円となります。

なお、歳入の最下段に「市債」の項目がございまして、令和3年度決算に金額がございしますが、これは、令和3年度に日振島診療所のレントゲン装置を買い換えた費用について、国からの補助金を差し引いた残りを、起債に宛てたことによるものです。

令和5年度の当初予算につきましては、前年比の予算額を増加で計上していますが、これは、令和4年11月に、戸島診療所の医師招聘が叶い、全体の診療日数が増えた事による、国の特別調整交付金の増加見込みを、反映した事によるものです。

また、診療による歳入の診療収入や、歳出の医業費の状況につきましては、地域の人口は減少しながらも、医師招聘の影響から、利用者の診療回数が増えることを見込みまして、概ね横ばいの予算を計上しています。

直営診療施設勘定の予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして10ページをご覧ください。

国保診療所の診療体制でございます。国保診療所は、医師3人、看護師8人、事務職員1人の12人で診療を行っています。

令和4年11月、戸島診療所に新たに医師が赴任したことから、蔣淵診療所医師、日振島診療所医師の、それぞれ戸島診療所、嘉島診療所の兼任を解消することができました。

さらに、令和5年4月からは、戸島診療所に新たに看護師を採用することができ、戸島の看護師2名の体制を確保することが叶いました。

しかしながら、新たな戸島診療所医師の赴任期間は、最長で令和5年9月末までの期限付きであることから、現在も医師の募集を行っており、医師の確保を急務としています。

また、下波診療所の看護師が令和5年3月末に退職することに伴い、現在、看護師を募集しています。応募者が現れるまでの間は、医師が遊子診療所看護師を帯同し、診療を行うこととしています。

現在の、診療体制及び診療時間については、以下のとおりですので、お目通しください。

直営診療施設勘定の説明は以上です。

(議長)

ただいま事務局から報告がありました。委員の皆様におかれましては、ご意見、ご質問ございましたら、挙手のうえご発言をお願いします。

なお、ご発言の際は、冒頭、事務局からの説明がありましたとおり、先にお名前を名乗られてからご発言いただきますようお願いいたします。

(委員)

戸島診療所の医師は、どういう経緯で赴任となったのでしょうか？

(事務局)

こちらの方から、医事新報という雑誌があるんですが、こちらに募集広告を載せたところ、興味があるということで手を挙げていただきまして、面接を行った結果、採用となりました。その時にすでに長期は難しいと分かっていたのですが、地域の医師不足解消のためには来ていただいた方がいいという判断で、採用させていただきました。

(議長)

他にありませんか。ご質問がないようでしたら、次の議題にうつりたいと思います。

議題2「特定健康診査等の状況」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

成人保健係の節安です。着座にて失礼します。資料11ページ、(Ⅱ)特定健康診査等の状況について、ご報告します。平成20年度から開始されております特定健診は、40～74歳の国保の方を対象に、生活習慣病の検査や診察を行うもので、集団と個別の方法で実施しております。

まず、(1)健診受診率の推移をご覧ください。表のグレーの部分が宇和島市の実績です。

健診開始当時14.8%の受診率は、平成26年度からの自己負担無料化を経て、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により28.9%と例年に比べ低下しましたが、令和3年度は32.3%まで回復しました。令和4年度は2月の暫定値であります29.1%、県下11市中4位となっています。

次に(2)の特定保健指導終了率の推移をご覧ください。特定保健指導は、特定健診の結果から、肥満傾向に加え、検査結果の良くないハイリスク者に対し、概ね3か月間かけて個別指導を行うものです。こちらは令和3年度実績で34.4%となっております。健診・保健指導ともに目標は60%であります。目標には達していない状況です。

続きまして、資料12ページをご覧ください。令和4年度の実績について主なものをご報告します。

受診率向上につきまして、①経年未受診者、不定期未受診者への勧奨はがきの通知、③ICTを活用した健診予約システム、⑤受診券を6月に一斉送付し、受診勧奨を行いました。また、④特定健診の対象開始年齢となる40歳の方に対しては訪問による受診勧奨を行いました。

次に特定保健指導についてですが、受講率向上の取り組みとして、令和3年度よ

り③フィットネスジムの健康運動士等と協働した運動指導を開始しています。今年度は、受講を終えられた方の協力を得て市政広報番組（U-CAT）や広報にてPRを行い、複数の問い合わせがありました。現在13名が申込みをされています。昨年度、終了者の12名のうち10名は体重減少や腹囲の改善など効果があり、終了後も運動の習慣化につながっています。今後も事業を周知し取り組みを継続していきたいと思ひます。

続きまして、重症化予防の事業についてです。令和4年度より、重症化予防の取り組み強化として、④歯周疾患検診の受診率向上として特定健診時に歯周疾患検診のチラシを用い、受診勧奨を行いました。⑥血圧180/110以上の高血圧者、HbA1c8.0以上の糖尿病の方は、健診結果を郵送ではなく、できるだけ訪問にて持参し、早期の受診勧奨や保健指導を実施しています。訪問にて会えなかった方に対しては電話等で支援を行っています。また、ポピュレーションアプローチとして、商店に対して減塩商品取扱いの再調査を実施し、減塩商品利用促進のため、取扱い店舗のチラシを大手スーパーやドラッグストア、公民館、道の駅等に設置、また、協力を得られた店舗に減塩商品利用促進PRのため、減塩商品陳列棚にPOPを掲示していただいています。

そして高血圧に関するのぼり旗を作成し、当市が高血圧の方が多き市であること、また自分の血圧値への関心を持ってもらうためのPRを市民へ啓発していきました。

他に、令和4年度の新たな取り組みとして⑦重複頻回受診、重複多剤服薬者への保健指導として、医療費の適正化、適正受診を勧めるため「服薬情報、適正受診に関する通知」を業者委託し実施しました。

重複・頻回受診、重複・多剤服薬対象者へはこれまで保健師が訪問し対応していましたが会えないことも多く、改善につながりにくい状況がありました。服薬情報など、みえる化したハガキを送付することにより、対象者が医師や薬剤師に相談するきっかけになっています。今後、委託業者による効果判定をしていただく予定です。高血圧などの健康課題に対して今後もハイリスク者への支援、ポピュレーションアプローチを積極的に行っていきたいと思ひます。

その他としまして、高齢者福祉課と一体的に75歳以上の重症化予防にも取り組んでいます。

最後に、資料13ページをご覧ください。令和5年度計画についてご報告いたします。まず、特定健診受診率の向上です。③ICTを活用した健診予約システム、コールセンターや24時間web予約の継続、⑤受診券を6月に一斉送付します。また、新たに⑥7月頃に国保保険証を送付しているのに合わせて、検診の受診勧奨ちらしを同封し、受診勧奨を行います。また⑦例年、健診カレンダーを年1回、5月号広報に折り込んでいますが、次年度は年2回に増やし、9月頃を予定し、再度の周知、勧奨を行い、受診率向上に努めてまいりたいと思ひます。

特定保健指導については、③対面の面接予約方法については電話のみで行ってい

ましたが、対象者の利便性を考え、メールを活用した予約方法を追加し、予約しやすい体制を整えます。また、④健康運動士と協働した運動指導について積極的に周知、継続して実施できるようにしていきます。運動施設が2か所から3か所へ増加予定となっています。

重症化予防については引き続き、高血圧、糖尿病など優先順位をつけ、ハイリスク者への個別支援の実施を行っていきます。また、⑥心疾患の重症化予防として心電図の要所見者対象について見直し、訪問、保健指導を強化していきます。

最後に、75歳以上の後期の「高齢者の保健事業と介護予防事業が切れ目なく行えるよう、高血圧、糖尿病などハイリスク者への個別支援とポピュレーションアプローチを継続して取り組んでまいります。

以上でご報告を終わります。

(議長)

ただいま事務局から説明がありました。意見、ご質問ございましたら発言をお願いします。

(委員)

特定保健指導のところですが、対象者が430人で、実施数が136人となっているんですが、最後まで指導した人数が136人でしょうか？毎回全員に声をかけられているのでしょうか？

(事務局)

初回面接を実施した人数になります。該当者全員に通知を出して、できるだけ電話勧奨しています。

(委員)

指導を嫌がられる方もいて難しい面もあると思うのですが、何か工夫していることはありますか？

(事務局)

分割実施というものをしまして、受診率向上の取組として従来特定保健指導は健診結果の出た1～2ヶ月後に初回面接の案内をしていたんですが、忙しい等の理由で断られる方もいらっしゃいましたので、健診時に保健指導の一部を実施し、健診結果が出たときにも電話連絡を入れ、保健指導を行うという分割した保健指導を実施しています。初回面接単独で実施するよりも、分割した保健指導の方が実施率が高くなっています。

(委員)

重症化予防の④⑤医科歯科連携というところで、歯科が重要だと思うのですが、国民皆歯科検診というのが実施されるという話があったかと思いますが、いつ頃の予定でしょうか？

(事務局)

一度そういう話が出たんですけれども、その後については通知がなくまだ明確に方向性が示されておられませんので、具体的なことは決まっておりません。

(委員)

それから重症化予防の⑦で、重複多剤の問題等ありますが、今マイナンバーカードでお薬手帳で把握しきれない部分を把握できるようになりますので、マイナンバーの保険証利用も広報していただけたらと思います。

(事務局)

はい。マイナンバーカードの保険証利用のためのカードリーダーの普及率が薬局では非常に高いとこちらでも分かっておりますので、取得した方が利用できるようこれから考えていきたいと思っております。マイナンバーカードの保険証利用による現行の保険証の廃止は令和6年の秋を予定しています。

(議長)

他にございませんか。無いようですので、これで本日の議事はすべて終了いたしました。熱心かつ円滑な審議にご協力ありがとうございました。事務局に進行を返します。

7. 閉 会

(事務局)

宮本会長、お疲れ様でした。

以上をもちまして、宇和島市国民健康保険運営協議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、長時間に亘ってのご審議、誠にありがとうございました。

次回の運営協議会は6月を予定しております。なお、6月の協議会時には、令和5年度の保険料率に関しまして、委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、何かとご多忙のこととは存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。お気を付けてお帰りください。